特定非営利活動法人日本歯周病学会認定歯周病専門医審査施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本歯周病学会認定歯周病専門医制度規則第10条1項の規定に 基づき、専門医審査に関し、必要な事項を定める。

(専門医審査の公示)

第2条 専門医委員会(以下「委員会」という)による認定審査は,原則として毎年2回実施し,日本歯 周病学会(以下「本学会」という)は総会・学術大会開催の3か月前までに専門医審査の公示を行うもの とする。

(専門医審査)

- 第3条 専門医の審査は書類審査とケースプレゼンテーション、ならびに筆記試験によって行われる。 第4条 申請者は、次の各号に定める専門医申請書類を専門医委員会(以下「委員会」という)に提出し 書類審査を受けなければならない。
 - (1) 専門医認定申請書(様式1)
 - (2) 専門医資格審査表(様式2)
- (3)認定医・専門医教育講演参加証のコピー,日本歯科専門医機構「共通研修」受講修了証のコピー,ならびに業績発表(発表した学会・研修会プログラムや講義を行ったという証明などのコピー)
 - (4) 本学会認定医認定証または本学会が認める関連学会の認定医認定証
 - (5)履歴書(様式3)
 - (6) 本学会会員証明書(様式4)
 - (7) 歯科医師免許証のコピー(A4版縮小コピー可)
 - (8) 指導医の専門医推薦書(様式5)

ただし、主任指導医を置く施設では主任指導医の専門医推薦書

- (9) 専門医申請患者一覧表(様式6)と指導医の検印を受けた症例報告書(様式7・8)
- (10)専門医認定申請料(領収書のコピー)

(専門医審査の要件)

- 第5条 第4条(9)の専門医申請患者一覧表および症例報告書は次の各号を満たしていなければならない。
- (1)歯周炎患者を10症例提示する。
- (2) 「専門医試験申請症例に関する資料の作成基準および送付方法」を満たしていなければならない。

第6条 ケースプレゼンテーションは、次の各号について行う。

- (1) 申請者は、提出した症例のうち1症例についてケースプレゼンテーションを行い口頭試問を受ける。
- (2) ケースプレゼンテーションに指定した症例には、初診、再評価、終了およびメインテナンスまたは サポーティブペリオドンタルセラピー (SPT) 時の資料が含まれる。
- (3) ケースプレゼンテーションの時間は15分間とする。
- (4) ケースプレゼンテーションは、症例報告書の内容と術前、術後の口腔内写真と、エックス線写真等を入力した画像ソフトにて行う。さらに症例報告書(様式7,8)のコピーを指定された部数用意する。

(専門医審査の判定)

第7条 委員会は提出書類とケースプレゼンテーション、ならびに筆記試験の内容により総合的な審査を行い、その合否を判定する。その結果を本学会理事会に報告し承認を得るものとする。

附則

- 1 この細則は平成15年10月17日に改正し平成15年10月17日から施行する。
- 2 この細則は平成22年9月18日に改正し同日から施行する。
- 3 この細則は平成23年5月26日に一部改正し施行する。
- 4 この細則は平成25年5月30日に一部改正し施行する。
- 5 この細則は平成28年5月19日に一部改正し施行する。
- 6 この細則は令和3年5月21日に一部改正する。ただし、第4条(3)で定める日本歯科専門医機構「共通研修」は令和2年度受講分より適用とし、業績発表は、令和4年4月1日より適用する。
- 7 この細則は令和4年6月2日に一部改正し施行する。